

「35歳以上の独身者の寮等への居住の取扱いの見直し」について業務委員会開催

本部は本日、業務委員会を開催し「35歳以上の独身者の寮等への居住の取り扱いの見直し」について会社から説明を受けました。

寮の居住率が高くなり運用上支障をきたす状況になったため、原則的に寮居住要件を満たさない満35歳以上の独身社員については寮等への新規入居を認めず、居住許可を取り消す、というものです。

1. 対象者

満35歳以上の独身者（現行3倍料金で居住している者。現在34歳以下の者についても、35歳に達した時点で同様の扱いとする）

※ 現行所定料金居住者（エリア内持家を有する者）、その他特別な事情等がある者（事務統括センター所長が承認）を除く

2. 実施内容

（1）居住取消しに伴い、居住者は平成21年9月までに退居すること。

（2）継続居住の許可について

- ・現行所定料金で居住している者（エリア内持家を有する者）については今後も所定料金での居住を認める。
- ・現行3倍料金で居住している者のうち、特別な事情等がある者（事務統括センター所長が承認した者）は、別途設定する料金にて居住を認める。

3. 実施日

平成19年10月1日

組合：特別な事情等とはどのようなケースか。

会社：健康上の理由、業務の都合、賃貸物件がない、等である。

組合：なぜ居住率が高くなったのか、寮の居住率はどのくらいか。また、35歳以上の入居者数はどのくらいか。

会社：採用が増加しているため。居住率は約84%程度、東京地区はもっと高い。35歳以上の入居者は約270名で3倍料金での居住者は約200名である。

組合：35歳以上の者は3倍の料金を払って入居してきた。運用上支障する退居せよ、というのは組合としては反対である。居住率が高くなったのなら、寮の数を増やす計画はないのか。

会社：35歳以上の者が出れば増設は必要ないと考える。

組合：寮からの移転費用はどうなるのか。

会社：今まで寮からの移転費用は会社は出していない。早く出ていただきたいので、早く出る方には何らかのことをしたいが検討中である。「全部が全部」ではない。

組合：運用上支障をきたすといっても、退居は会社都合である。社宅と同様である。費用は会社が持つべきである。

会社：社宅の統廃合とは違う。意見として聞いておく。

組合：別途設定する料金とはいくらか。

会社：検討中であるが、安くはないと考える。

以上のように説明をうけ、議論を行いました。確かに寮の居住定年制があり、35歳に達する月の末日までに退寮するとなっています。しかし35歳以上の入居者は3倍料金を払って入居してきたのです。入居者の生活設計もあります。一律に退居というのは問題があります。問題点を本部にお寄せ下さい。

以 上